

食品安全情報（化学物質） No. 1/ 2012（2012. 01. 11）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. 2011年12月21日改訂施行規則（福島第一原子力発電所事故に伴う日本産の飼料及び食品の輸入について、中国産の未承認遺伝子組換え米に関する緊急措置）
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【FSA】](#)

1. リスクにもとづいて決定しよう
2. 多動と関連する色素を含まない製品更新

[【MHRA】](#)

1. 意見募集のための案 ホメオパシー医薬品の広告ガイドライン

[【COT】](#)

1. 2011年11月1日の会合の議事録案

[【BfR】](#)

1. 動物への抗菌剤使用による影響についての Q & A

[【FDA】](#)

1. FDA はヒトの病気治療に重要なクラスの抗菌剤を守る
2. 警告文書（2011年12月27日、2012年1月3日発表分）

[【CDC】](#)

1. 発表：全国先天性欠損予防月間と葉酸啓発週間 2012年1月

[【TGA】](#)

1. 安全性警告

[【NZFSA】](#)

1. 研究は女性の葉酸レベルが増加していることを指摘

[【香港政府ニュース】](#)

1. 27食品が検査に不合格

[【その他】](#)

- ・ (ProMED-mail) アフラトキシン、ミルク、調理油 中国
- ・ (ProMED-mail) アルコール中毒 インド メタノールの疑い

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 2011年12月21日改訂施行規則

● 福島第一原子力発電所事故に伴う日本産の飼料及び食品の輸入について

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 1371/2011 of 21 December 2011

amending Implementing Regulation (EU) No 961/2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:341:0041:0044:EN:PDF>

日本産食品と飼料の放射性物質モニタリングに関して、長野県を対象から除外する。これまでの検査結果は極めて好ましいものであり、検査頻度の削減を検討するのが適切だと考えられる。また、新たにヨウ素が放出される可能性が極めて限定的であるため、もはやI-131の測定は必要ない。以上のことから、規制 (EU) No 961/2011 を改訂する。

● 中国産の未承認遺伝子組換え米に関する緊急措置

COMMISSION IMPLEMENTING DECISION of 22 December 2011

on emergency measures regarding unauthorised genetically modified rice in rice products originating from China and repealing Decision 2008/289/EC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:343:0140:0148:EN:PDF>

EUでの遺伝子組換え食品及び飼料の取り扱いについては、欧州議会及び理事会規制(EC) No 1829/2003において未承認の遺伝子組換え食品及び飼料はEU市場に出荷してはならないとされている。EUの食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF) には、2006年に中国産の遺伝子組換え米であるBt63が、2010年にはKefeng6及びKemingdao1 (KMD1) が報告されている。これらの報告を受けて2008年及び2011年に実施された食品獣医局 (FVO) による視察では、中国産遺伝子組換え米がどの程度 (量、種類等) あるのか不確定であり、今後も中国から未承認遺伝子組換え米及び米製品が入ってくるリスクが高いため規制を拡大する必要があると指摘された。そのため、本改訂では中国産の米製品について規制を拡大し、対象製品をAnnex Iに示した。

また、遺伝子組換え米についてはどのようなイベントが存在するのか不明であり、また妥当性を十分に評価された検査法もない。本改訂では、サンプリング及び検査法についての決議2008/289/ECを廃止し、新たにサンプリング及び検査法を示した。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database
http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011年第53週及び2012年第1週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産小麦のデオキシニバレノール (1,700 μ g/kg)、ポーランド産グルテンフリー乳児用ポリッジ (かゆ) の未表示のグルテン (320、229 mg/kg 乾物) など。

注意喚起情報 (information for attention)

スロバキア産生鮮ニジマスのクリスタルバイオレット (3.75 μ g/kg)、トルコ産冷凍ニジマス (*Oncorhynchus mykiss*) のロイコマラカイトグリーン (3.48 μ g/kg)、イタリア産ココナッツ部分がけミックスフレークのローダミン B、パキスタン及びインド産の未承認遺伝子組換えバスマティ長粒米 (Pubi-Cry イベント)、スロベニア産アルガン油入りエネルギープレッドのエポキシ大豆油の溶出 (103.1 mg/kg)、キプロス経由イスラエル産瘦身用茶の未承認新規食品成分ステビア (*Stevia rebaudiana*)、ポーランド産トウモロコシ粉のデオキシニバレノール (1495 μ g/kg) 及びオクラトキシン A (4.46 μ g/kg)、ポーランド産卵未含有パスタのデオキシニバレノール (1806 μ g/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スペイン産チルドキハダマグロの一酸化炭素処理 (400、200、230 μ g/kg)、オランダ経由中国産細麺の高濃度アルミニウム (51 mg/kg)、イタリア産ココナッツ部分がけスイートミックスフレークのローダミン B、オランダ経由中国産箸のホルムアルデヒド溶出 (22 mg/dm²)、オランダ経由中国産松の実による味覚障害、ドイツ産乾燥砂糖漬けフルーツミックスの高濃度亜硝酸塩 (モモ : 1430 mg/kg、ナシ : 785 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

インド産オクラのメソミル (0.024 mg/kg) とチオジカルブ (0.092 mg/kg)、中国産台湾産のナイフからのカドミウム (1.4 μ g/kg) とクロム (32.5 μ g/kg) と鉛 (6.0 μ g/kg) とマンガン (400 μ g/kg) の溶出、タイ産インゲン (long yard beans) のカルボフラン (0.057 mg/kg) とメソミル (0.42 mg/kg)、インド産冷凍コウイカ (*Sepia spp*) 感覚刺激性及び異臭、ドミニカ共和国産ササゲ (long yard bean) のメソミル (0.64 mg/kg)、ペルー産冷凍アメリカオオアカイカ (*Dosidicus gigas*) の安息香酸 (720.2 mg/kg)、中国産麺の高濃度アルミニウム (48 mg/kg)、タイ産ケール (young kale) のプロフェノホス (2.2 mg/kg) とアセタミプリド (1.3 mg/kg) とイミダクロプリド (2.6 mg/kg)、クロアチア産瓶入りグリーンオリーブタブナードの蓋からエポキシ大豆油の溶出 (92.5、136.9 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. リスクにもとづいて決定しよう

Let's make a risk-based resolution

Andrew Wadge

04 January 2012

http://blogs.food.gov.uk/science/entry/let_s_make_a_risk

昨年に最も困惑し心配したことは、ドイツでの 2 つの事件についての反応である。最初の事件は誰も健康被害を受けなかったが多くの農場が閉鎖された動物飼料のダイオキシン汚染である。もう 1 つは、50 人以上が死亡し、4,000 人以上が被害を受け、2,000 例の腎疾患を誘発したスプラウトの種子に関連した大腸菌アウトブレイクである。

非常に奇妙なのは、一方は誰も健康被害がなく、もう一方は最悪の食中毒アウトブレイクであるが、一般の人々や圧力団体はダイオキシン事件の方により注目したのである。

EU で毎年 900 万人が病気になっているのに注目されない問題にカンピロバクターがある。GM でもダイオキシンでもビスフェノール A でもない。ここで重要な問題なのは、歪んだリスク認知が政策に影響するということである。経済的に厳しいこの時期に食の安全を確保するには、大きな声で叫ぶヒトの意見ではなく、科学にもとづいて最も大きな公衆衛生上の問題に集中すべきである。

2. 多動と関連する色素を含まない製品更新

Update on products free of colours associated with hyperactivity

Thursday 5 January 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/jan/colours>

多動と関連する色素を含まない製品リストを更新した。

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. 意見募集のための案 ホームオパシー医薬品の広告ガイドライン

DRAFT FOR CONSULTATION

Homeopathic Medicines: Guidance on advertising

<http://www.mhra.gov.uk/home/groups/pl-a/documents/websiteresources/con111499.pdf>

全てのホームオパシー製品の宣伝は ASA (Advertising Standards Authority) による一般規則に従う。このガイドラインでは医薬品規制下での取り扱いについてカバーする。

全てのホームオパシー製品は 3 つの登録制度のうちどれかで登録されている必要がある。

ホメオパシー製品は、医療の介入を必要としない自己管理に適している軽度の自己限定的症状への使用について許可されている。

ANNEX C : 「宣伝してはならないこと」

- ・ 医師への相談や手術が必要ないかのような印象を与える
- ・ 効果が保証されている、医薬品に比べて副作用がないあるいは少ないことを示唆する
- ・ 健康増進を示唆する
- ・ 止めると健康に影響があることを示唆する
- ・ 子どもにはこれだけと指示する
- ・ 科学者や権威やセレブが薦めている
- ・ ホメオパシー製品は食品や化粧品やその他の消費者製品であることを示唆する
- ・ ナチュラルだから安全または有効と示唆する
- ・ 間違った自己診断を招く症例を紹介する
- ・ 不適切、警鐘的、誤解を招く用語で回復を宣伝する
- ・ 病気や怪我や医薬品の作用について不適切、警鐘的、誤解を招く用語で宣伝する

-
- 英国毒性委員会（COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

1. 2011年11月1日の会合の議事録案

Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment
Minutes of the meeting held on Tuesday, 1st November 2011

<http://cot.food.gov.uk/pdfs/cotdraftmins1nov2011.pdf>

（一部抜粋）

- リスク評価にトキシコゲノミクスのデータを使うことについて—2012年2月の会合でさらに検討
- 職業周辺での農薬曝露とがん以外の健康影響についての疫学文献の系統的レビューについての声明案—Webに掲載
- 植物エストロゲン研究についての声明案—次回検討
- 農薬や類似物質の混合物についての研究—声明準備
- フタル酸の規制強化を提案している報告書について

デンマーク環境保護庁（EPA）によるフタル酸規制強化を提案している報告書が欧州化学品庁（ECHA）へ提出された。この提出を受けて、COTは、プラスチック材に0.1%（重量比）のフタル酸類（DEHP、BBP、DBP及びDiBPのうち1つ以上）を使用し、皮膚や粘膜と接触する可能性がある製品の制限について科学的助言を英国安全衛生庁（HSE: Health and safety executive）から要請された。

COT は、デンマーク EPA の DEHP、DIBP、BBP の参照用量については合意するが、安全係数 300 は過剰に保守的であり EFSA の AFC パネル（食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネル）による耐容一日摂取量（TDI：0.01 mg/kg bw/day）のほうが適切だと考えている。さらに、各暴露源から最大限に暴露されたと考えられる特定日にもとづき暴露量を推定するのは過剰に保守的である。FSA の TDS では、これらフタル酸類は非常に低い暴露量だった。本件についてのサマリー声明を ECHA 及び HSE へ提出した。

* COT summary statement on restriction report: Proposal for a restriction Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP), Benzyl butyl phthalate (BBP), Dibutyl phthalate (DBP) and Diisobutyl phthalate (DiBP)

<http://cot.food.gov.uk/cotstatements/cotstatementsyrs/cotstatements2011/cot201106>

● EFSA の統計的有意と生物学的妥当性についての意見について

新しく研究をする際には統計学的計画と適切なモデル選択が重要であるが、提出されたデータを評価する場合には統計学的計画やモデル選択を最適化するのが不可能な場合がある。EFSA は、提出されたデータのいくつかは再解析をしている。これまで、データの生物学的妥当性については十分議論されてこなかった。毒性試験の多くのエンドポイントの根拠が十分には確認されていないことを考慮しないと、試験の有意が間違っ て解釈される。自然の変動の範囲内であるような一部の变化については特に、生物学的に妥当な影響の程度を定義するのは困難である。集団レベルでの規制決定には信頼区間が重要な意味を持つ。相対リスクを推定する場合には信頼区間が広いということは必ずしも情報が無いことを意味しない。統計的有意についてはあまり強調すべきではなく、信頼区間を伴った推定により重点を置くべきである。COT は EFSA に合意する。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 19/ 2011（2011. 09. 21）を参照

【EFSA】統計学的有意差と生物学的妥当性

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201119c.pdf>

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 動物への抗菌剤使用による影響についての Q & A

Questions and answers on the effects of the use of antimicrobials in animal production
BfR FAQ, 21 December 2011

http://www.bfr.bund.de/en/questions_and_answers_on_the_effects_of_the_use_of_antimicrobials_in_animal_production-128259.html

動物が病気になった場合には、医薬品で治療する必要がある。食品の生産に使用される動物では、抗菌剤は獣医が処方した場合にのみ使用されなければならない。

食品は、消費者の健康に悪影響を与える可能性がある残留物質を含まない場合にのみ、販売されるべきである。抗菌剤が動物に適切に使用され、休薬期間が守られていれば、これらの抗菌剤の残留は食品の健康リスクとはならない。厳格な規制と管理により、抗菌剤の残留については食品に由来する消費者の健康リスクは低い。

動物への抗菌剤の使用は、耐性菌の出現と拡散を促進する。抗菌剤耐性とは、病原体がある種の抗菌剤に反応しなくなることである。しかしながら、現時点では動物への抗菌剤使用がヒト医薬品の耐性問題にどの程度寄与するかのデータはない。

屠殺や搾乳などで食品を採るとき、動物の耐性菌が肉やミルクなどの食品に移行する可能性がある。食品及び動物との直接接触により消費者は耐性菌と接触する可能性があり、時に感染症につながる。もし治療が必要になった時に抗生物質が効かないと感染症は重症化し治癒に時間がかかる可能性がある。

BfR は、抗菌剤の使用は、耐性増加を避けるために、医学的に絶対必要な場合にのみ限定すべきだという意見である。このためには治療が必要にならないよう動物の健康維持が最も重要である。

*Q & A

(一部抜粋)

抗菌剤とは何か？どんなものが畜産に使用されているか？

抗菌剤は細菌感染の治療に使用される。群れで飼われている場合には感染拡大を防ぐために健康な動物にも投与することがあるが、成長促進などの収率向上のための使用は EU では 2006 年から禁止されている。

動物用医薬品とヒト医薬品には同じものが使用されるのか？

多くの抗菌剤が共通に使用されている。国際レベルで特に重要となる抗菌剤についてはリスト化されている (FAO/WHO/OIE 専門家会合報告書を参照)。

<ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/010/i0204e/i0204e00.pdf>

畜産にはどれくらいの量の抗菌剤が使用されているのか？

動物での医薬品の使用についてのドイツの包括的データはない。North Rhine-Westphalia 及び Lower Saxony の家禽農場での使用データは最近発表された (ドイツ語のみ)。

動物用医薬品の使用は、獣医師によって個別に決定されるべきである。ドイツ連邦獣医師会 (Federal Chamber of Veterinarians) は、2010 年に動物用医薬品の抗菌剤の慎重な使用に関するガイドラインを更新した (ドイツ語のみ)。

http://www.bundestieraerztekammer.de/datei.htm?filename=ab-leitlinie-2010.pdf&themen_id=4868

獣医師及び農場経営者は、家畜の治療について記録し、数年間は保管が必要である。

抗菌剤耐性とは何か？

細菌はある抗菌剤に対して耐性を示す場合がある。この現象が抗菌剤耐性である。抗菌剤耐性は、以前は成長阻害や殺菌の効果があつた物質によって細菌が全くあるいは十分に

影響を受けなくなることである。耐性菌による感染は治療をより難しくし、結果として深刻で克服しにくい感染症となる。

抗菌剤耐性菌を含む可能性のある食品は？

一般的に、耐性菌は多くの食品に存在する可能性がある。とさつ及び搾乳によって、耐性菌が動物から肉及び乳などの食品へ移行する場合がある。ただし、加熱で殺菌できる。植物性食品の場合は、衛生的な取り扱いをしない場合に汚染が生じる。例えば、手やまな板を介して生肉の菌がレタスへ広がる可能性がある。

畜産での抗菌剤使用が耐性菌拡大にどれだけ関係するのか？

家畜での抗菌剤使用は、耐性の保持及び耐性菌の拡大につながると想定されている。しかし、現時点では抗菌剤の使用範囲とヒトでの耐性菌の拡大を関連づけるデータはない。

食品中の耐性菌から身を守るには消費者はどうすればよいか？

輸送・貯蔵・調理の際の衛生対策が必要である。例えば、肉は喫食前に 70°C で 2 分以上加熱する。生肉を触った手で台所を汚染させない。

どの食品に残留抗菌剤が含まれるのか？どうやって食品に入るのか？

もし動物が抗菌剤治療を受けていれば、肉や卵やミルクなどの動物由来食品には残留が検出されることがある。医薬品が使用されていても、適切な休薬期間があれば食品に残留する量は健康リスクとはならない。

食品中の残留動物用医薬品は消費者の健康リスクとなるか？

動物用医薬品による消費者のリスクは低い。食品には最大残留基準が設定されている。ドイツ連邦消費者保護食品安全庁は、残留動物用医薬品に関する調査報告書を公表している（ドイツ語のみ）。

http://www.bvl.bund.de/DE/01_Lebensmittel/01_Aufgaben/02_AmtlicheLebensmittelueberwachung/07_NRKP/01_berichte_nrkp/05_NRKP_ErgaenzendeDokumente_2009/lm_nrkp_bericht_2009_basepage.html?nn=1622520#doc1401960bodyText3

最大残留基準（MRL）とは何か？

オーガニック食品にも残留抗菌剤が含まれるのか？

一般的にオーガニック農場で飼育されている動物にも抗菌剤治療は行われている。

食品を加熱すると残留抗菌剤は減るか？

一般的に消費者にとって健康リスクとなるような残留抗菌剤を含む食品は販売されていない。加熱は残留抗菌剤を必ずしも分解や不活性化しない。不活化の程度は抗菌剤の種類による。

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>

1. FDA はヒトの疾患治療に重要なクラスの抗菌剤を守る

FDA to protect important class of antimicrobial drugs for treating human illness

Jan. 4, 2012

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm285704.htm>

ー食用動物へのある種の使用を禁止する命令を発行ー

FDA は、ウシ、ブタ、ニワトリ及びシチメンチョウにセファロスポリノクラスの抗菌剤のある種の使用を禁止する命令を発行した。2012年4月5日に発効する。

抗菌剤はヒトや動物の疾患治療に重要である。この新しい命令は、2008年に同様の命令を発行したが履行前に取り消されたことについてFDAが受けた多くのパブリックコメントを考慮したものである。

本対応は、ヒトの病気を治療するためのセファロスポリン系抗菌剤の有効性を保持するためのものである。ある種の病原性細菌にセファロスポリン耐性が生じるリスクを削減することを目的としている。本命令で禁止しているのは、次のようなセファロスポリンの「適用外使用」などが含まれる。

- ・ セファロスポリンの未承認の用量、頻度、期間及び投与経路による使用。
- ・ セファロスポリンのうちウシ、ブタ、ニワトリ及びシチメンチョウへの使用が認められていないものの適用外使用（例：ヒト用セファロスポリンの適用外使用）。
- ・ 予防目的でのセファロスポリンの使用。

2008年の命令では例外なく禁止したが、今回の命令ではセファピリンは対象にしないなど、次の一部例外が認められる。

- ・ 抗菌剤耐性と関連があるとFDAが考えていない古いセファロスポリンのセファピリンの使用は制限しない。
- ・ 獣医師は、用量、頻度、期間及び投与経路を表示通りに使用すれば、ウシ、ブタ、ニワトリ及びシチメンチョウへのセファロスポリンの使用又は処方が一部可能である。
- ・ 獣医師は、アヒルやウサギなどのマイナーな食用動物についてはセファロスポリンの表示以外の使用及び処方が可能である。

2. 警告文書（2011年12月27日、2012年1月3日発表分）

- NeuroScience, Inc. 12/19/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm284391.htm>

サプリメント製品に「medical food」と表示しているが、「medical food」とは医師の監視下でのみ使用でき疾病や栄養管理用として特別に使用されるものである。さらに製品の宣伝文句である「炎症性サイトカインを調節」、「痛みを和らげる」、「高血圧に」などは医薬品とみなされ違法である。

- Atlantic Pro Nutrients, Inc. dba XYMOGEN 12/13/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm284514.htm>

サプリメント CGMP 違反である。製品について、レスベラトロールは抗炎症、抗酸化及び抗がん作用が研究されているとの宣伝、また緑茶、リコペン及びローズマリー抽出物の

がん予防や治療効果などの宣伝がなされているが、当該製品は安全性も有効性も一般的には認められていない。そのため新規医薬品としての取扱いになるが、新規医薬品は FDA の事前承認がなければ販売はできない。

- Ion Labs Inc. 12/5/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm284400.htm>

サプリメント CGMP 違反である。

- Milk Specialties Global - Wautoma 12/19/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm284389.htm>

サプリメント CGMP 違反である。

- The hCG Drops, LLC 12/21/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm285123.htm>

FTC と共同で警告する。「ホメオパシー-hCG」の宣伝は違法である。

- Compliance, Enforcement, and Criminal

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2011/ucm284247.htm>

フルニキシンの残留動物用医薬品基準違反である。他に、抗生物質の適用外使用などが違法である。

-
- 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)

<http://www.cdc.gov/>

1. 発表：全国先天性欠損予防月間と葉酸啓発週間 2012年1月

Announcement: National Birth Defects Prevention Month and Folic Acid Awareness Week — January 2012

MMWR January 6, 2012 / 60(51);1746

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6051a6.htm?s_cid=mm6051a6_x

今年の全国先天性欠損予防月間では、最も頻度が高い先天性欠損である心臓欠陥症に焦点をあてる。毎年、米国では4万人近くの先天性心臓欠陥症の乳児が生まれ、1才未満で死亡する場合もある。治療技術が改善されて生存期間が延び、心臓欠陥をもちながら百万人の成人が生存していると推定される。CDCの全国先天性欠損予防調査によると、先天性心臓欠陥の予防可能な母親のリスク因子として、妊娠時の喫煙、管理されていない糖尿病、妊娠前の肥満などが特定されている。

1月8～14日は全国葉酸啓発週間である。妊娠前及び妊娠初期の葉酸摂取は神経管欠損リスクを低減させる。葉酸は、多様な食品からの摂取に加えて1日400 μgのサプリメントを摂取するよう推奨する。

- オーストラリアTGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

Lipro Diet Pills

<http://www.tga.health.gov.au/safety/alerts-medicine-lipro-111222.htm>

オーストラリア Lipro ダイエット錠剤を販売することは違法である。しかしながら、多数のオーストラリア人がこの製品をインターネットで購入していると推察される。TGA は Lipro ダイエット錠剤を検査し、100%ハーブとラベル表示してあるにもかかわらず表示されていない処方薬成分シブトラミンを検出した。しかもそのシブトラミンの量は、かつて処方に認められていた量よりも多い。製品の写真是本ウェブサイトを参照。

-
- ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. 研究は女性の葉酸レベルが増加していることを指摘

Research points to increased folate levels in women

22 Dec 2011

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/research-increase-folate-levels-in-women.htm>

パンへの葉酸 (folic acid) 添加の影響についての新しい研究は、子どもを産む年齢の女性の葉酸 (folate) レベルが増加したこと、この増加にはパンへの葉酸添加が寄与していることを示す。

MAF は、パンの葉酸含量が望ましいものになっているかについて、また子どもを産む年齢の女性の血中葉酸への影響を調査した。その結果、女性の葉酸レベルが増加していることを確認した。

2008/9 年の先の調査に比べて女性の血中葉酸濃度が増加したことはよいニュースである。妊娠中の葉酸不足は赤ちゃんの神経管欠損 (NTD) リスクを高くする。赤血球の葉酸濃度が 906 nmol/L 以上だった女性の割合が 2008/9 年の 26%から 59%に増加した。これにはパンへの任意の葉酸添加が寄与したように考えられる。この研究では、さらに各種パンの葉酸濃度が多様であることも示した。これはパンへの添加が新しい複雑な工程であることから驚くべきことではなく、MAF は企業と協力して改良に努めていく。

*調査の要約

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/monitoring-fortification-of-bread-folic-acid-sis.pdf>

葉酸 (folic acid) は、B ビタミンの葉酸塩 (folate) の合成型であり、食品及び飲料へ添加されたり、ビタミンサプリメントとして摂取されることがある。

女性の葉酸摂取をサポートするため、ニュージーランド政府は、2007年にニュージーランド食品規準においてパン 100 g あたり 80~180 μ g の葉酸の添加を求め、同時に葉酸サプリメント推奨などの健康増進教育計画を実施した。2010年4/5月までには、製パン業者の1/3がパン 100 g あたり 200 μ g の葉酸添加に合意している。MAFには、パンに添加されている葉酸の量が適当量であるか、また女性の血中の葉酸濃度を改善しているかをモニターする責任がある。そのため、2011年4~11月の間にダニディン及びウェリントン在住の子どもを産む年齢の女性 288人の血中葉酸濃度を調査した。また、2010年10月~2011年2月に販売されたパン 17検体の葉酸含量についても調査した。その結果、赤血球の葉酸濃度が 906 nmol/L 以上だった女性の割合が 2008/9年の26%から59%になった。また、パンの葉酸含量は多様であり、17検体の平均値は 144 μ g/100g で、5検体については 50 μ g 以下であった。12検体については 105~452 μ g/100g であった。この違いは製造工程にもよると考えられた。

* 研究報告書本文 : **Monitoring voluntary fortification of bread with folic acid**

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/monitoring-fortification-of-bread-folic-acid.pdf>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 27 食品が検査に不合格

27 foods fail tests

December 30, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/12/20111230_145014.shtml

食品安全センターの検査に 27 食品が不合格であった。生鮮牛肉 2 検体の二酸化硫黄、菜花のカルボフラン、レーズンの二酸化硫黄、アスパラガスと菜花とキャベツのカドミウム、ナミガイのバイオトキシンと麻痺性貝毒、ミルクの微生物基準超過、カブの *Clostridium perfringens*、ステーキの安息香酸とソルビン酸基準値超過などである。

● その他

ProMED-mail

1. アフラトキシン、ミルク、調理油 中国

Aflatoxin, milk, cooking oil – china

2011-12-31

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20111231.3719>

[1] -Date: 27 Dec 2011 Source: China Daily より-

中国の大手業者である蒙牛グループの生産したミルクの 1 バッチから、アフラトキシンが検出された。

AQSIQ (General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine) が 2011 年 12 月 24 日に 21 地方の 200 の乳製品についての無作為検査の結果を発表し、そのうち蒙牛の製品を含む 2 つが基準値を超過した。ミルクの国内基準値は 0.5 $\mu\text{g/kg}$ であったが検出されたのは 1.2 $\mu\text{g/kg}$ で、製品は 2011 年 12 月 18 日製造の 250 mL パックだった。汚染源は乳牛の飼料だと考えられている。

[2] -Date: 29 Dec 2011 Source: Raw Story.com より-

広東州政府が、3 社の製造する調理用油からミルクに検出されたのと同じタイプの発がん物質が検出されたと発表した。新華社によると油はピーナッツから作られたものである。

2. アルコール中毒 インド メタノールの疑い

Alcohol poisoning - India: (AP, WB) methanol susp.

2012-01-03

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20120103.0014>

-Le Figaro Mon 2 Jan 2012 より-

インド南部で異物混入されたアルコールにより、少なくとも 17 人が死亡した。Andhra Pradesh の村で 2011 年 12 月 31 日~2012 年 1 月 1 日に 15 人が死亡、1 月 2 日に 2 人死亡した。全て労働者であり、女性が 3 人含まれていた。アルコール検体が検査用として採取された。西ベンガルでは、12 月中旬に 170 人が致死性的メタノール中毒になっている。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 26/ 2011（2011. 12. 26）を参照

【ProMED-mail】メタノール中毒、致死性的 インド

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201126c.pdf>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室